

少年の非行の要因と対策について

法学部 4 年 200667 塚平敬

目次

I. はじめに

II. 少年を取り巻く環境について

(2) 非行少年の現状

(2)非行に走る要因について

①家庭環境について

②学校等社会的な環境について

III. 現状行われている対策と有用性

IV. おわりに

I. はじめに

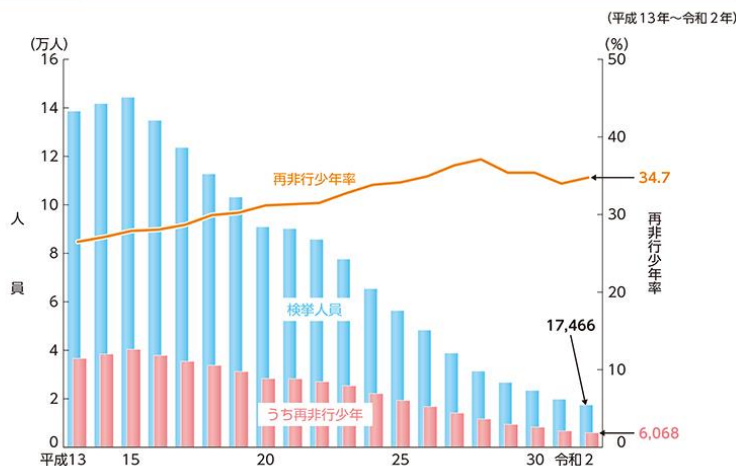
日本に限った話ではないが、世の中は大きく移り変わっている。現行少年法が制定された1947年の日本は終戦後間もない頃で文化・文明が発展するような状態ではなかった。しかしそこから75年以上経過した今、当時の環境とはかけ離れたものが日常となっている。スマートフォンをほぼすべての人が持っていたり、支払が電子化されていたりという技術的な発展もそうだし、人との関係性や接し方などの面も当時は想像もつかなかったような変化が時代の流れとともに起きている。そうすると当然少年の環境にも当時は考えられなかった変化というのが表れてくる。そうした状況を整理し、非行少年とそうではない少年とで具体的な差異というのを見つけ、現状のさまざまな対応が適当であるかどうか、また足りていない面があるとしたらどういったところなのか検討していく。

II. 少年を取り巻く環境について

(1)非行少年の現状

まずはじめに、ここでは非行少年の現状について述べていく。少年の刑法犯検挙率は年々減少をしており、直近10年では平成24年の刑法犯少年が65448件だったのに対し、令和3年では14818件となっており、約4分の1にまで減少している¹。しかしその一方で、少年の再犯率というのは上昇傾向にあるといえる。平成24年の33.9%に対して、令和2年は34.7%とわずかであるが増加している²。刑法犯全体の再犯率が令和2年で49.1%であった³ので、高くないように思えるかもしれないが、3割以上の少年が再非行をしてしまっているという現状は重く受け止めなければならないと考える。刑法犯少年の絶対数が4分の1にまで減少しているにもかかわらず、再犯率がわずかであっても増加しているということは再犯を起こす少年の減少数が全体と比べて緩やかであるということが言えると思う。ということは、刑法犯少年の減少というのは再犯が減ったから減少したということではないということになる。したがって、ここから絶対数を減らそうとするならば再犯を起こさせないということが重要ではないだろうか。

5-2-5-1 図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 触法少年の補導人員を含まない。
4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

4

(2)少年を取り巻く様々な環境について

① 家庭環境について

¹警察庁生活安全局少年課 「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(2022) 1頁

² 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第5節/1」

³ 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第1節/1」

⁴ 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第5節/1」

少年が非行に走ってしまう要因は様々考えられると思うが、まずは家庭環境を例に挙げて検討していく。

少年が一番最初に関係を築くであろう家族。非行に走ってしまう少年たちの原因で一番大きいのがここにあるのではないかと考えています。少し古い資料にはなりますが、第4回非行原因に関する総合的研究調査概要⁵という平成22年に内閣府が公表した資料によると、一般少年に比べ非行少年の方が「親から愛されていない」「親が厳しすぎる」「親は家の中で暴力をふるう」などと回答する割合が多いという結果になっています。このことから、少年はこうした思いを抱いたときに非行に走りやすくなるのではないかとということが考えられる。またこのほかにも「ちゃんとしかってもらいたかった」と答える人もいます。このようなケースは保護者が忙しく子供に構えず、放任だったなどの場合、寂しさから非行に走ってしまうという子も一定数いるのではないかと考えられる。これ以外にも様々な要因は考えられるが、以上の点から最終的な非行の原因は少年にあるとは思いますが、そうさせてしまうきっかけというのは家庭環境にもあるのではないかとということが考えられる。

② 学校等社会的環境について

次に少年が一番関係を持つと考えられる学校について検討していく。

学校が原因で非行に走る可能性が挙げられるとすれば2つである。

1つ目は教師の権威性の低下である。これは教師の能力が衰えたとかそういう話ではない。時代の流れとともに一昔前のようにある程度の圧力をかけながら指導するというのが難しい時代になってきている。この影響で教師＝ただ勉強を教えてくれる人という認識になってしまい、一昔前のように恐れられながら尊敬されるというような存在ではなくなってきているというのではないかと考えられる。

2つ目に、学校への享受感の低下、すなわち学校に楽しさを感じないだったり、居場所がないだったりといった理由から学校へ行きたいという意欲がなくなり、学校以外の場所に居場所をつくってしまい非行に走ってしまうといったことである。

以上の2つが主な要因ではないだろうか。1つ目の要因に関しては仕方ない側面はありつつも必要な指導はしっかりしていかないといけないとも思う。2つ目に関しては親が少しでも現状の学校に不安を覚えたのなら通信制にかえるなど一般的な物からすこし変えてみるという選択肢も視野に入れるべきであると考えられる。

③ 少年自身の問題

最後に少年自身に問題がある場合を検討していく。

これについて研究した学者がアメリカのグリュック夫妻である。グリュック夫妻はボストンの少年院に収容されていた非行少年500人と非行のない少年500人を集め、様々な角

⁵ 内閣府「第4回 非行原因に関する総合的研究調査の概要」(2010)

度から非行の原因と考えられる 400 以上の項目について検討しました。その結果、非行に走る少年の特徴として以下のようなものがあることが分かったそうです⁶。

1. 筋肉質 2. 気質的には不安定、精力的、衝動的、外向的、攻撃的、破壊的(しばしば加虐的) 3. 態度および行動は、敵対的、攻撃的、怨恨的で疑い深く、がんこ、社会主義的、冒険的、反因襲的で、権威に対し服従的でない 4. 象徴的な知的表現よりも直接的かつ具体的表現をとる傾向があり、課題の処理のしかたは計画性に乏しい。これらの特徴を持った子供は非行に走りやすいという研究結果が出たそうです。

また、自分はほかの人と違うという異質感も非行の要因となる可能性があります。例として、学校でみんなは出来ているのに勉強についていけないとか、みんなが普通にできているはずのことを自分が出来ていないと感じると周囲への異質感を持ち、それが非行の原因となる場合があります。また、学術論文ではあるが、平成 31 年に発表された研究論文「非行への認識による自己意識特性の違いに関する研究」⁷に次のような記載があります。「非行生徒が他者からの評価や親の期待、社会規範にも意識を向けている」つまり、非行少年は人から自分がどう見られているか気にする傾向がある、ということです。例えば「万引き」といった反社会的行為について「してはいけないこと」と分かりつつ自分自身の「商品が欲しい」といった欲求に抗えずに万引きしてしまう。その結果、してはいけないことをしてしまう自分は周囲とは異なる存在ではないか、と考え異質感を持つ。そして、その異質感、自分は他人とは違うという感覚によって一般の少年とのかかわりを諦め、自分と同じような社会から受け入れられていない友人とのつながりを求め、さらなる非行に走ってしまうという悪循環が生まれてしまいます。

このように、自分は周囲と異なるのではないか、という異質感が非行の原因となる場合があります。

以上大枠 3 つを要因として現状考える中で上述したが、これ以外にも存在する可能性はあるので今後の検討材料とさせていただきます。

III. 現状行われている対策と有用性

次に現状社会全体として行われている取り組みについていくつか取り上げ、検討していきたい。

① 警察と学校の連携強化

これは情報交換をよりスムーズにするためであったり、未然に非行に走ることを防ぐことを目的とした取り組みである。各都道府県の教育委員会と警察との協定を基にした学校との相互通報の仕組みや防犯教室のような形で非行防止教室などを実施したりしている。これは昨今 SNS による犯罪も起こっているためそうした取り組みにも発展しているまた、退

⁶ 非行・犯罪の予測-グリュック夫妻「少年非行の解明」

⁷ 「非行への認識による自己意識特性の違いに関する研究」2019/08/30

職した警察官からなる非常勤職員として警察署に配置された職員が担当する学校へ訪問活動を行うことで安全確保の助言や、巡回活動、相談活動などより密度が高い形で実施することができているとされている。確かに通学路等に旗を持った保護者やボランティアの人を見かけることはある。ただ、そうした中でも不審者の情報等が流れてきたり、報道がなされているのも踏まえると100%かといわれるとそうではないと思われる。

② 就労支援

これは少年院が行っている取り組みの一環で、対策というよりもその後の社会復帰における活動ではあるが、ハローワークや法務省が認定した協力雇用主のもとに就職を取り付け、社会復帰をスムーズに行うことができるようにする取り組みがある。こうすることで経歴によって社会復帰が難しいということで長い間社会復帰ができないということが無いようにできるため、重要な取り組みであると思う。

また、どこまで細かく行われているのかは不明だが、就職後もそれで終わりではなく、カウンセリングが定期的に行われているようである。

③ 広報啓発

学校や地域に広告を打ち出したりチラシを配布することで地域全体でサポートしていくことが大切であるということアピールしている。普通に生活しているだけではこうしたことに縁のない生活をしているので、興味を持ってもらうための活動としては大切である。

④ BBS (Big Brothers and Sisters)

こちら対策よりもその後の取り組みに近いが、民間の取り組みの一つで、非行少年と比較的年齢的に近い大学生等と兄弟のように接することで悩みを相談しやすい環境を作ったり、一緒に学んで成長していこうというボランティア活動である。約100年前にアメリカで始まった取り組みを一部輸入する形で行われている。

以上の4つを主な取り組みとして取り上げたが、もう一步踏み込んだ対応も欲しいなど感じた。例えば、社会復帰の際に就職ではなく復学したいという場合、先ほど①で上げた退職した職員の巡回等では追いきれない可能性もあるのではないかということや、カウンセリングの頻度もある程度復帰してから時間が経過し、本人も慣れてきている状況なら月1回実施等でもいいとは思いますが、そうでないなら本人が希望したタイミングですぐ話ができるという環境もあるといいのかなと感じた。ただ、この場合明らかに人員が不足するというのが目に見えているので、そうした人員を確保するためにどうするかという問題が出てくる。例えばであるが、少年院を退院した一部の少年を雇ってカウンセリングの勉強をしてもらい面談等を行ってもらうというのもいいのではと考えた。この利点はお互いに非行を犯しているという共通点があるので、少年も相談をしやすいのではないかとすることが挙げられるので検討する価値はあると思う。このように事前に相談することのできるものが取り組みとして必要だと感じた。確かに今も電話で相談するもの等が存在してはいるが、それはあくまで少年側が踏み出さないと支援を受けることはかなわない。学校のようなもっと身近な場所に生徒が相談できる施設を設けるなどの工夫が必要だと考えた。

IV. おわりに

ここまで検討してきた感じたこととして非行の要因は様々あるが、きっかけが学校で感じた異質感であったり、身体的特徴の差異だったりとても些細なことなことが多いと感じた。また、親が自分の時はこういうふうな教育されたからそれを自らの子供にも行ってしまった結果起こってしまったり、放任しすぎや出来合いのし過ぎから起きる非行であったりと子供と接していくにも限度が必要であり、常に気にかけてあげることが必要なだということに再認識した。このように非行の要因になりうるものは日常の中にいくらかでも潜んでおり、子供がその一線を超えないように導くべき大人が目を配り、支えていくことが大切であると私は考える。